

令和6年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

令和6年11月25日（月）午後1時30分、令和6年あきる野市農業委員会11月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 国有財産の一般競争入札に伴う入札参加資格の審査について |

開会 午後1時25分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻より少し早いのですが、皆さまお揃いなので始めさせていただきます。まず11月9日、10日、あきる野市産業祭に皆さまご協力いただき、ありがとうございました。天気にも恵まれまして当日の来場者は3万人ということで、去年と同じだと思うのですが、大変ありがとうございました。また品評会にもご協力いただき、この中にも入賞された方もいらっしゃると思いますが、大変おめでとうございます。また、来月には農ウオーク、農業者大会等もありますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。それではただ今から、令和6年あきる野市農業委員会11月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。今日もお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話ありましたように産業祭、9日、10日と皆さまのご協力をいただきまして、農業委員会の行事としては無事にできましたことを感謝申し上げます。また、今後も委員会としての農業行事は少しあるのですが、一昨日、新嘗祭というのが地元でもありまして、神社へ行って献穀と言いますか、神様に供えて感謝するという行事をやったんですけれども、ああいうのを見てると、新嘗祭で作物ができたことに感謝するというのは、やはり農業というのは日本の基本なんだなと思いました。今は勤労感謝の日ということで、農業以外でも工業でも商業でも、勤労してできあがった生産物について感謝するというお祭りらしいのですが、大本は農業のお祭りと言いますか、宮中でもいろいろ献穀された方も、私が知っているだけで、数年前にここにいらっしゃる嶋崎さんの献穀があつて、私も出席させていただきましたけれども、非常に厳かな、厳粛な行事で、農業というのは一番大事なんだなという気がしました。その農業環境なり、人、土地を守っている、この農業委員会もその一画を担っていると思いますので、皆さまが何も心配なくと言いますか、よく安全安心な食品と言いますけれども、農民自体も安心して作れないような環境だと良くないと思いますので、安心して農業ができることを願っています。もし周りで何か気が付くことがございましたら、事務局の方へぜひ教えていただきたいと思います。また、日頃朝夕と急に寒くなってきましたので、皆さま体にはお気を付けください。今日は案件としては少ないのですが、後半の全員協議会が少し多いかも知れませんので、できるだけスムーズな議事進行にご協力いただきまして、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、11月9日、10日に「第28回あきる野市産業祭」が開催され、多数の委員にご協力いただきました。お忙しいところありがとうございました。10月28日、29日に開催された「農業委員会会長研究集会」に私と事務局長が出席しました。11月13日に開催された「女性農業委員会等研修会」に佐藤委員及び橋本委員が出席しました。11月19日に開催された「東京都農業会議臨時総会」に私と事務局長が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は橋本委員と長濱委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願い

いたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 6 名の合計 20 名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第 1 号議案、番号 1 についてですが、本来であれば総会にお呼びする案件ではございますが、本人の事情により出席が難しいとのことで、現地調査の際に平野委員と事務局の立ち会いのもと、聞き取りをいたしました。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 1 ページ目をご覧ください。第 1 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であることを証明する。令和 6 年 11 月 25 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 1 号議案・番号 1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 1 について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。11 月 20 日に事務局 2 名と私の 3 名で現地の調査に行っていました。地図については、5 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状としましては、非常に良く耕耘されておりまして、いつでも作付けできるような状態でありました。それで先ほど議長からもありましたように、本人の〇〇〇〇〇さん、そして、長男の方も一緒に現地に来られて、聞き取りをさせていただきまして、〇〇〇〇〇さんは高齢ではあるのですが、しっかり受け答えもできるような状態で、今後の作付け計画としては、ここでカボチャを作るんだと言っていました。また、長男の方は若い頃からいろいろな農業団体の長をやったりとか、今も●●●●●の組合長をやられたりとか、この辺の農業に関しては十分ご尽力されている方でございます。また、東京 X、豚の方もまだ 80 頭ぐらい飼育されていて、田んぼも●ヘクタールぐらいやっているとということでございます。何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号 1 について、〇〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第 2 号議案、収受 86 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 2 ページ目をご覧ください。第 2 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について。農地法第 3 条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和 6 年 11 月 25 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 2 号議案・収受 86 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 86 について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。収受 86 につきまして、説明させていただきます。20 日に、ちょっと都合が悪くて事務局と一緒にには行けなかったのですが、私 1 人で確認をしてまいりました。地図については、先ほどと同じ 5 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状の方はニンジン、サトイモがまだ収穫されない状態で植わっておりまして。すぐ隣の南側の畑が雑草ですごかったので、少し日陰になってニンジンの生育は悪そうだったのですが、現地では問題はなさそうです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(事務局) すみません。ちょっと補足をさせていただきたいのですが、譲受人の〇〇〇さんについてですが、この方は●●にお住まいの方で、●●で認定農業者の資格を取られている方でございます。また現役の農業委員さんでもありますので、一応、補足として情報提供をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長) 何かご質問・ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受 86 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受 89 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 2 ページ目をご覧ください。

(第 2 号議案・収受 89 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 89 について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。収受 89 について説明いたします。11 月 20 日に雨の中、渡邊委員と事務局 2 名と私の 4 名で現地調査を行いました。地図については、6 ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の北側に譲受人の〇〇〇さんの自宅があります。自宅から崖を下りて、現地にすぐ入れるという状態で、△△△番の北側の一画が〇〇〇さんの畑になっていまして、隣接する場所となります。現在作っている所はネギが若干家庭菜園風に植わっていまして、△△△番は草刈りはされていて、すぐに耕耘ができるという状態でした。今朝も見に来たのですが、まだ耕耘はされていませんでした。すぐ作付けできるような状態になっていますので、よろしくお願いいたします。譲渡人については事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。譲渡人の欄に相続財産清算人と書いてあるのですが、相続財産清算人とは、被相続人に相続人がいない場合や、相続人全員が相続放棄をして相続人がなくなった場合に、相続人に代わって相続財産の管理や清算・処分を行う人のことをいいます。こちらの案件は相続放棄をされた後、この□□□□さんの土地を相続人に代わって弁護士さんが管理、清算していくということで、今回譲渡人として上がっている案件になります。以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受 89 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第 3 号議案、番号 1 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 3 ページ目をご覧ください。第 3 号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和 6 年 11 月 25 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 3 号議案・番号 1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 1 について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは番号 1 の現地調査について、報告をさせていただきます。地図は 7 ページをお開きください。11 月 20 日に山崎健委員と事務局 2 名、私の 4 名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇ー〇は概ね南側 4 分の 1 ぐらいは栗林になっています。そして北側の 4 分の 3 ぐらいにネギ、サトイモ、ダイコン、ノラボウなどが作付けされています。△△△ー△は昨年道路付けのために土地交換をした細長い部分なのですが、夏の暑さ等により雑草が生えて、肥培管理に苦勞をしたのではないかという様子は見受けられましたが、除草等も行われ全体的によく利用されている状況でした。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第 4 号議案、番号 1 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 4 ページ目をご覧ください。第 4 号議案、国有財産の一般競争入札に伴う入札参加資格の審査について。下記の願出人は農地法施行規則第 95 条に該当する旨の意見を提出する。令和 6 年 11 月 25 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 4 号議案・収受 131 朗読)

以上でございます。

(議長) こちらの議案についてですが、まず事務局より補足説明をお願いいたします。

(事務局) こちらの議案なのですが、国有財産である国有農地の一般競争入札を実施するに当たり、〇〇さんから入札参加申込書の提出がありましたので、〇〇さんが入札に参加する資格があるかどうかを審議していただくという内容になります。農地法施行規則第 95 条の売払いの相手方

として、当該売払対象となる農地を取得して当該農地について耕作の事業を行うことが認められる者に売払うとされておりまして、〇〇さんが入札に参加して、当該農地を取得後はきちんと耕作ができる、農地法施行規則第95条に該当するという意見を提出することになります。その上で農地法第3条第2項の規定に該当しない旨の証明が必要となります。内容としては、普段皆さまが第3条で審議していただいている許可基準を満たしているかどうかという内容になりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

(議長) 続きまして、収受131について、担当の山崎健委員、説明願ひます。

(山崎健委員) はい。それでは収受131について、ご説明いたします。11月20日に事務局2名と野崎委員と私の4名で現地を確認してまいりました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは国有地ということで、私もこの近くで仕事をしていますが、年に2、3回、業者の方で草刈りが入っているようです。現状は草が30センチ程度でしょうか、生えている状況になります。〇〇さんなのですが、この南側に隣接している土地を所有して、耕作しています。私も話したことはないのですが、よく仕事をしています。現在この南側の畑にはダイコン、サトイモ、イチゴ、ノラボウなどが植わっていきまして、植わっていない所はトラクターで耕耘した跡がありました。購入を考えている〇〇〇ー〇、△△△ー△は草がありますが、トラクター等があるようなので、問題ないかと思ひますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございすか。

(嶋崎委員) ちょっとこれ、良く分からないのですが、これについては、職業とかは全く関係なく、とにかく畑を耕せばいいと、そういう考えでいいのでしょうか。

(事務局) 職業に関しては特に制限はありませんが、農地法第3条第2項の規定に該当する場合、許可することができないとされておりまして、例えば耕作に必要な機械の所有状況や、農作業に従事する者の数等からみて、当該農地を取得後、農地のすべてを効率的に利用することが認められない場合や、農作業に常時従事することが認められない場合、取得後において行う耕作の内容や位置、規模からみて、農業の効率化や周辺地域における効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められた場合が該当します。〇〇さんは農作業歴20年、農機具として耕運機を1台所有していき、当該農地までは15分ほど、農作業への従事日数も150日は確保できるとのことです。さらに、当該農地の南側が〇〇さんの所有地であるため、作業の効率化も図れると考えます。以上のことから、農地法第3条第2項の規定に該当しないと判断できるかと思ひます。

(嶋崎委員) もし、例えば、150日従事できないとなった場合は？

(事務局) 一応、従事日数は年間150日が目安とされていますが、農作業を行う必要がある限り従事していれば、150日を下回っても常時従事と認められています。ただ、先ほどの山崎健委員の説明にもあったように、〇〇さんは普段からよく畑に来て作業をしているということなので、問題なく農作業に従事していただけるのではないかと思ひます。

(議長) 他にご意見・ご質問ございすか。

(平野委員) あ、手順なのですが、これは今回ここでOKが出て、もう一回3条で、この農業委

員会で諮られるのですか。

(事務局) いいえ。東京都にも聞いたのですが、総会で諮るのは今回で最後と聞いています。入札の時期が12月20日になっていまして、〇〇さんが入札し、落札できたら、その後の売払い等の手続きは東京都、国で行っていただけることになります。

(平野委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。この、先ほどの全部耕作要件で、〇〇さんは●●●㎡を所有しているということですが、この隣接した所以外にもあるのでしょうか。

(事務局) ここ以外には市街化区域の生産緑地ではない農地でして・・・

(議長) と言うことは、全部耕作要件には入らない・・・

(事務局) そうですね。

(議長) では、この隣接している所をちゃんと管理していれば、いいということですね。

(事務局) はい。

(議長) 分かりました。他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受131の国有財産の一般競争入札に伴う入札参加資格の審査について、〇〇〇〇さんは農地法施行規則第95条に該当する旨の意見を提出することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、提出することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和6年あきる野市農業委員会11月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、12月23日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時53分